

令和4～6年松江市上下水道局物品購入・その他業務委託競争入札参加資格審査申請について

1. 令和4～6年入札参加資格申請

令和4～6年に松江市上下水道局が発注する物品購入・その他業務委託の入札に参加をご希望される方は、入札参加資格審査を受けていただきます。物品購入・その他業務委託競争入札参加資格申請は、松江市上下水道局において書面による受付を行いますので、期限までに書類の提出が必要です。

ただし、下水道事業のうち雨水事業の入札については市長部局が行います（上下水道局では受け付けません）ので、ご注意ください。

2. 入札参加資格登録期間

令和4年4月1日 ～ 令和6年12月31日まで

3. 受付業種

(1) 物品購入

・水道メーター（新品・修理・下取付）

(2) その他業務委託

受付業種		発注予定業務の例示
車両修繕		公用車の車検、法定点検、修理
上水道漏水調査		上水道漏水調査
水道メーター検定満期取替業務		水道メーターの検定満期取替業務
水質分析		下水道施設等からの放流水の水質分析、 汚泥の溶出試験
浄化槽に関する 業務	清掃及び収集運搬	集落排水処理施設の清掃及び汚泥の収集運搬
	一般廃棄物処理	集落排水処理施設から発生する汚泥の処理
	保守管理	集落排水処理施設の保守管理
下水道に関する	清掃及び収集運搬	特環及び流域関連公共下水道施設の清掃及び 汚泥の収集運搬

業務	産業廃棄物処理	特環及び流域関連公共下水道施設から発生する汚泥の処理
	保守管理	特環及び流域関連公共下水道施設の保守管理

4. 入札参加資格審査の申請ができる方

入札参加資格を希望する業種について、次に掲げるすべての要件を満たしていることが必要です。

【共通】

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 松江市税の滞納がないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 社会保険料の滞納がないこと。
- (5) 松江市国民健康保険料の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

【区分別】

（物品購入）

申請区分	購入予定物品	資格要件
1 水道メーター	計量法に基づく型式承認を得た水道メーター	計量法第 76 条第 1 項に基づき、独立行政法人産業技術総合研究所が行なった、特定計量器検定検査規則に引用される J I S B 8570-2 を満たす水道メーターの型式承認を取得している、計量法第 40 条に基づく届出製造事業者であること。

（その他業務委託）

申請区分	発注予定業務	資格要件
1 車両修繕	公用車の車検、法定点検、修理	・自動車のメンテナンス・修理・車検等のサービスをユーザーに提供する事業を行っている者。

			・地方運輸局長から自動車分解整備事業認証書を受けている者（ただし、修理のみ希望する場合は不要）。
2 上水道漏水調査	上水道漏水調査		・水道事業体発注の上水道漏水調査業務受注実績があること。
3 水道メーター検定満期取替業務	水道メーターの検定満期取替業務		・松江市水道事業指定給水装置工事事業者であること。
4 水質分析	下水道施設等からの放流水の水質分析、汚泥の溶出試験		・計量証明事業者登録（事業区分『濃度「水又は土壌中の物質の濃度に係る事業」』）を有すること。
5 浄化槽に関する業務	(1) 清掃及び収集運搬	集落排水処理施設の清掃及び汚泥の収集運搬	・松江市長発行の「一般廃棄物処理業許可証(収集運搬 汚泥)」、「浄化槽清掃業許可証」を有すること。
	(2) 一般廃棄物処理	集落排水処理施設から発生する汚泥の処理	・島根県知事発行の「一般廃棄物処理施設設置許可証(汚泥)」を有すること。
	(3) 保守管理	集落排水処理施設の保守管理	・島根県知事発行の「浄化槽保守点検業者登録証」を有すること。
6 下水道に関する業務	(1) 清掃及び収集運搬	特環及び流域関連公共下水道の清掃、汚泥収集運搬	・島根県知事発行の「産業廃棄物収集運搬業許可証(汚泥)」を有すること。
	(2) 産業廃棄物処理	特環及び流域関連公共下水道施設から発生する汚泥の処理	・島根県知事発行の「産業廃棄物処分業許可証」(汚泥)を有すること。
	(3) 保守管理	特環及び流域関連公共下水道施設の保守管理	—————

5. 申請書受付期間（期間経過後は、申請書を受け付けません。）

受付期間：令和4年1月11日（火）～1月31日（月）ただし、土日祝日を除きます。

受付時間：午前9時から正午。午後1時から午後5時

・受付時には必要申請書類が揃っているかを確認し、詳しい内容については後日問い合わせる場合がありますが、速やかな対応のご協力をお願いいたします。ご協力いただけず入

札参加資格の確定ができない場合は、入札参加資格を登録できませんので御了解下さい。

6. 申請書提出の方法及び提出書類

○提出方法：持参或いは簡易書留郵便等の確実な方法により提出してください。

○提出期限：**令和4年1月31日（月）午後5時までの必着**とします。

○提出先：〒690-0826 松江市学園南一丁目17-24

松江市上下水道局営業管財課 管財入札係

○提出書類については、「[提出書類一覧](#)」にまとめて記載しております。様式を定めているものについては、ダウンロードできますので、お使いください。

提出書類記入の際の注意事項（令和4～6年物品購入・その他業務委託）

松江市上下水道局

以下、0～9までは各物品・業務とも共通です。

0. 誓約書（様式0）

代表取締役からの誓約としてください。

1. 物品購入・その他業務委託競争入札参加資格審査申請書（様式1）

- (1) 住所欄の記載漏れがないよう注意してください。**記載のない場合は、受け付けません。**
- (2) 代表者職氏名欄の印には代表者印（会社印は不可）を押印してください。
- (3) 「使用印鑑届」…委任状（様式2）を提出する方は、**受任者の使用印**を押印してください。
「代表者」印と同一の場合でも、必ずこの欄にも押印して下さい。
- (4) 入札に関する重要な事項の連絡はメールにて行いますので、必ず[入札担当事務の方のアドレス](#)を記入してください。ただし、携帯電話のメールアドレスはご遠慮ください。

2. 委任状（様式2）

入札参加・契約の締結について、本店（本社・主たる営業所）以外の営業所に権限を与える場合に提出してください。代表取締役から、直接委任されたものであることが必要です。委任期間は令和4年4月1日から令和6年12月31日までとします。

3. 営業所一覧表（様式3）

本店（主たる営業所）及び全ての営業所を記入してください。

4. 社会保険料納入確認書（様式4）【新しく追加】

社会保険適用事業所の場合は、本社管轄の日本年金機構年金事務所において、「社会保険料納入確認（申請）書」により、未納がないことを確認されたものを提出してください（写しで可）。なお、ご加入の健康保険が、組管掌等健康保険の場合は、「社会保険料納入確認（申請）書」（様式第4）により、当該組合等に未納がないことを確認されたものを併せて提出してください。

確認の対象期間は直近2年間とします。社会保険加入期間が2年間未満の場合は、加入から申請までの期間とします。なお、合併等により2年間の確認ができない場合は、2年間に満たない期間について旧商号等での確認が必要です。

社会保険料納入確認書に代えて社会保険料納入証明書でも構いません。

確認書（証明書）発行年月日が申請日の3か月前の日以降のものを提出してください。

※上記様式第4は、健康保険組合加入事業者が健康保険組合で健康保険料の納入確認をしていただくための参考様式です。日本年金機構の様式とは異なります。この様式で日本年金機構で確認申請はしないでください。

※日本年金機構で社会保険料の納入証明を求める場合は、「社会保険料納入証明書」での証明を依頼してください。

※日本年金機構の申請様式等は、[日本年金機構のホームページ（外部サイト）](#)からダウンロードしてください。

【留意事項】

健康保険組合加入事業者は、●日本年金機構での証明（管掌区分：組合管掌健康保険）と●健康保険組合での証明（健康保険料のみ）の2枚の証明が必要となります。

5. 松江市税納付状況調査同意書（様式5）

- (1) 松江市税の納付状況について、松江市上下水道局が関係公簿を調査することについて同意の上で市税納付状況調査同意書（様式5）を作成してください。
- (2) 申請日時時点で松江市税の納付義務が無い場合であっても、提出が必要です。
- (3) 個人事業者の場合は代表者の生年月日を記入してください。
- (4) 入札契約権限の委任の有無に関わらず、松江市内に主たる営業所以外の営業所等（連絡所等を含む。）を有する場合は、松江市内営業所等の該当する口欄にレを記入のうえ、営業所等の情報を記入し、代表者印を押印してください。（この場合、申請者と営業所の代表者の両方の印が押印されている必要があります。）

6. 消費税及び地方消費税の納税証明書（写可）

納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれかで、資格審査基準日（令和3年12月1日）以降に発行されたものを提出してください。

7. 国民健康保険料納付状況調査同意書（様式6）【新しく追加】

- (1) 個人事業主の方が該当となります。
- (2) 松江市国民健康保険料の納付状況について、松江市上下水道局が関係公募を調査することについて同意の上で国民健康保険料納付状況調査同意書（様式6号）を作成してください。
- (3) 申請日時時点で松江市国民健康保険料の納付義務が無い場合であっても、提出が必要です。
- (4) 同意書には必ず代表者の生年月日を記入してください。

8. 「現在事項全部証明書」 或いは 「履歴事項全部証明書」（写可）（法人の方）

主たる営業所所在地の法務局が発行した登記事項全部証明書（商業登記簿謄本）で、発行日が令和3年10月1日以降のもの。原本でも写しでも可。ただし抄本は不可。

9. 「登記されていないことの証明書」 及び 「身分証明書」（写可）（個人事業の方）

下記①②の両方の提出をお願いします。（発行日はいずれも令和3年10月1日以降のもの）

① 「登記されていないことの証明書」

（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項全部証明書）

【交付申請先】

○申請窓口

各地方方法務局 ※ 支局・出張所では申請できません（本局のみ）

○郵送による申請窓口

東京法務局 民事行政部後見登録課

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

Tel：03-5213-1360（ダイヤルイン）

② 「身分証明書」

（（成年被後見人）又は（被保佐人）の宣告、後見の登記、破産者宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない旨の市町村の長の証明書）

【交付申請先】 本籍地の区市町村

10. 財務諸表

法人の方は、審査基準日（令和3年12月1日）直近の営業年度の決算を行った際の貸借対照表・損益計算書を提出してください。

個人の方は、令和2年分確定申告に添付した「収支内訳書」又は「青色申告決算書」（青色申告の場合は、貸借対照表を含む）の写しを提出してください。

以下、11～20までは、希望される各物品・業務ごとに必要な書類です。

物品購入 水道メーター

11. 承認通知書或いは型式承認更新申請受理書（写し）

独立行政法人産業技術総合研究所発行の、特定計量器の型式が計量法第77条第2項に規定する基準に適合することによる承認通知書（JIS B8570-2を満たす水道メーターの型式の承認であること）或いは同型式に係る計量法第83条第1項の更新申請を受理した旨の書面。

△取得したすべての型式（JIS B8570-2を満たす水道メーター）に係るものについて提出してください。

●型式承認取得者が入札参加資格審査申請者ないし入札参加資格審査申請者と連結決算を行う親子会社の関係にある者であること。後者の場合は、連結決算を行なう親子関係であることが確認できる書類を必ず添付すること。

△令和4年4月1日以降にわたり、承認の有効期間が切れていないものであること。

12. 経営規模等総括表（様式7）

審査基準日（令和3年12月1日）直前の営業年度の決算における額を記入して下さい。）

- 「直前年度分決算製造実績高」・・・損益計算書の売上高と一致します。
- 「払込資本金」・・・貸借対照表「資本」の部の資本金
- 「積立金」・・・貸借対照表「資本」の部の法定準備金・積立金の合計額
- 「次期繰越利益（欠損）金」・・・貸借対照表「資本」の部の利益金又は欠損金の処分額
- 「常勤職員の数」・・・決算時における全ての営業所の（本店・その他の営業所）常勤職員（役員を含む）の数を記入してください。
- 流動資産・・・貸借対照表「資産」の部の流動資産額
- 流動負債・・・貸借対照表「負債」の部の流動負債額
- 「営業年数」・・・「創業」から申請時までの年数（「休業又は転（廃）業期間」を控除した年数）を記入してください。

13. 納入実績一覧表（様式8）

発注者	品目名（口径）	数量（個）	契約金額	・・・
○×市水道局	たて型ウォルトマン100 mm	45	4500千円	

記入例（主な納入実績に絞って最大3枚にまとめてください。）

審査基準日（令和3年12月1日）直前の営業年度の納入実績を記入してください。

その他業務委託 車両修繕

14. 自動車分解整備調査票（様式9）

- (1) 上段「入札参加資格申請者名及び印」に押印を忘れず、各該当欄に記入してください。
- (2) 整備工場の認可状況については、認証・指定されている車両区分ごとにチェックを入れてください。

15. 自動車分解整備事業認証書（写し）

認証工場の場合は、地方運輸局長から受けた「**自動車分解整備事業認証書**」の写を提出してください。

16. 指定自動車整備事業指定書（写し）

指定工場の場合、地方運輸局長から受けた「**指定自動車整備事業指定書**」の写を添付してください。

その他業務委託 上水道漏水調査

17. 上水道漏水調査業務受注一覧表（様式10）

「漏水調査対象戸数或いは管路延長」・・・管路延長はm単位で記入してください。受注実績としては、年間契約を通した漏水調査業務でなくても、特定地域を対象とした漏水調査でも結構です。

その他業務委託 水質分析

18. 計量証明事業者登録証（事業区分：『濃度「水又は土壌中の物質の濃度に係る事業」』）の写し

下水道施設等における汚水、放流水の水質分析を行うには、計量法（平成4年5月20日法律第51号）第107条に定める計量証明事業者登録を同法施行規則（平成5年10月25日通商産業省令第69号）第38条で定める事業区分『濃度「水又は土壌中の物質の濃度に係る事業」』について有していることが必要です。

その他業務委託 浄化槽に関する業務、下水道に関する業務

19. 機械保有状況及び技術者に関する調査表（様式11）

機械保有状況は、浄化槽或いは下水道施設の清掃、収集運搬に必要な特殊車両の保有状況について調査するものです。資格審査基準日における、所有（所有権留保を含む）又はリース車両で自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」が申請者の氏名であるものについて、種類別に台数を記入してください。

技術者に関する調査については、浄化槽、下水道施設、し尿処理施設を維持管理するために必要な技術管理者等に関して調査するものです。資格審査基準日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、各法令に定める資格を有する者の人数を記入してください。

20. 浄化槽及び下水道関連業務許認可表（様式12）

浄化槽及び下水道に関する業務を履行するために必要な許認可を調査するものです。

資格確認基準日において、有効な許認可であることが必要です。受けている許認可証の写しを添付してください。

以下、21～23までは各物品・業務とも共通です。

21. 競争入札参加資格審査申請書受付表（様式13）

申請者欄のみ記入してください。提出書類が完備した時点で『受理』欄にチェックし、受付印を押します。提出書類に万が一不備がある場合は『不受理』欄にチェックしお返ししますので、**1月31日**までに完備して提出して下さい。提出書類がそろっていることを確認した時点で 『不受理』は抹消され、『補正後受理』欄にチェックし、受付印を押します。

22. 返信用封筒（84円切手貼付・宛先明記）

審査結果について「資格認定通知書」を郵送するためのものです。

持参して提出の場合は1通。郵送で提出の場合は（様式14）も返送するため2通必要です。

23. A4Sフラットファイル

提出書類は順番にA4Sフラットファイルに綴じこみ提出してください。

ただし、書類番号20及び21は綴じこまずに提出してください。

また、必ずファイルの背表紙と表紙に「令和4～6年 物品購入・その他業務委託競争入札参加資格審査申請書」及び会社名を表示してください。

■注意事項

1. 提出書類は、各様式に定めがある場合を除き令和3年12月1日（審査基準日）の状況で記載してください。
2. 申請書・各様式の日付欄には、指定のない限り提出日（郵送の場合は投函日）をご記入ください。
3. 様式12について、表記載の機械が無い、或いは表記載の資格を持つ技術者がいない場合でも他の要件を満たせば入札参加資格を認定します。